

福井県水産試験場 公的研究費の使用に関する行動規範

令和3年4月1日

福井県水産試験場（以下「水産試験場」という。）における科学研究は、社会の信頼と負託を得て成り立っているものであり、公的研究費（奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として水産試験場で扱うすべての経費（以下「研究費」という。））の不正使用は、その根底を大いに揺るがすものである。

水産試験場は、科学研究に対する社会の信頼を確保し、その健全な発展を進めるため、研究費を使用する上での行動規範を以下のとおり定め、水産試験場の構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 構成員は、研究費が公的資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
- 2 構成員は、研究費の使用に当たり、関係法令、水産試験場規程等を遵守し、適正かつ効率的な使用に努めなければならない。
- 3 構成員は、研究費の不正使用を未然に防止するため、緊密に情報交換を行い、互いに連携して、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持に努めなければならない。
- 4 構成員は、研究費の使用に当たり、取引業者との関係において、社会の理解と信頼を損ねることがないように、公正に対処しなければならない。
- 5 構成員は、研究費の使用に関する研修等に積極的に参加し、関係法令等や事務処理手続等について理解するとともに、適正な運用に努めなければならない。